

随意契約理由書

件名	御崎車両基地車輪転削盤整備作業		
契約の相手方	川崎車両株式会社		
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当		
随意契約の理由			
・ 電車の車輪は経年使用により車輪踏面に偏磨耗や傷が発生する。車輪が偏磨耗したまま電車を走らせると振動が発生し乗り心地や搭載している機器に影響を与える他、車両の脱線につながる恐れもあるため、磨耗した車輪を定期的に削正する必要がある。 車輪転削盤は車輪を転がしながら削ることによって磨耗した車輪の形を修正する。当装置は列車の安全な運行に関して非常に重要となる装置であり、当局5000形車両の車輪を削正するため設計された特殊な装置である。本作業を担当するものは、当装置の機能や構造を熟知し、設計図書等に基づく作業や検査が可能な業者に限られる。また、交換部品は既存装置と互換性・整合性が不可欠であり、高い信頼性が必要である。よって今回の整備作業は当装置の製造を行った川崎重工業株式会社以外にはないが、同社は令和3年3月に設立した上記業者に業務を移管しており、今回の業務を実施できるのは上記業者だけである。			
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 652-7340)		